

# 各務原市広告入り庁舎玄関マット設置管理事業者募集要領

令和8年2月2日 各務原市管財課

各務原市における財源確保の一環として、下記のとおり広告入り庁舎玄関マットの設置及び管理をおこなう事業者を募集します。

庁舎の玄関マットは各務原市庁舎の顔であり、利用する各務原市民が必ず目にするものであることから、高い広告効果が期待できます。

## 1. 広告入り庁舎玄関マットの設置場所・大きさなど

広告入り庁舎玄関マットは、下表の設置場所番号1～15の位置に設置が可能です。

設置の申し込みは、1か所から最大15か所まで受け付けます。

設置場所 番号(※1)	建物名	設置場所	設置場所 補足	玄関マットの寸法 (※2)(※3)	自動扉 年間 開閉回数
1,2	本庁舎 高層棟	北西出入口	内側扉	長辺174cm×短辺119cm 以上	約30万回
3,4			外側扉	長辺120cm×短辺 89cm 以上	
5,6,7		北東出入口	－	長辺149cm×短辺 89cm 以上	約40万回
8,9		南東出入口	－		約8万回
10,11	産業文化 センター	北出入口	－	長辺260cm×短辺150cm 以上	約22万回
12		西出入口	－		(手動扉)
13		東出入口	北側通路		約7万回
14,15			南側通路	長辺170cm×短辺150cm 以上	約21万回

※1 設置場所の詳細は【別図1】をご覧ください。

※2 寸法は令和8年1月現在設置している玄関マットの大きさです。

※3 設置場所において安全かつ通行に支障がないのであれば、これより大きい玄関マットの設置も可能ですが、事前に各務原市の了解が必要です。また専有する面積が増えた分、各務原市に支払う行政財産使用料が増加します。

## 2. 広告入り庁舎玄関マットの設置条件

- 各務原市広告掲載に関する基準(令和元年10月1日決裁)の規定を満たすこと。
- 広告入り庁舎玄関マットの作成、設置、交換、洗浄を設置事業者の責任にておこなうこと。
- 広告入り庁舎玄関マットは1か月ごとに交換・洗浄すること。

## 3. 広告入り庁舎玄関マットの設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としますが、各務原市または設置事業者から特段の意思表示がない限り、設置期間を1年ずつ更新(延長)します。

#### 4. 各務原市に支払う行政財産使用料

各務原市行政財産使用料徴収条例に基づき、設置事業者は広告入り庁舎玄関マットが専有する面積に応じた行政財産使用料を各務原市に支払います。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間における使用料は以下のとおりです。

設置場所番号	玄関マットの寸法	1か所あたりの行政財産使用料 (年額・令和8年度)
1,2	長辺174cm×短辺119cm の場合	22,382円
3,4	長辺120cm×短辺 89cm の場合	11,544円
5,6,7,8,9	長辺149cm×短辺 89cm の場合	14,334円
10,11,12,13	長辺260cm×短辺150cm の場合	41,945円
14,15	長辺170cm×短辺150cm の場合	27,425円

#### 5. 行政財産使用料以外に必要な費用

各務原市に支払う行政財産使用料のほかに、以下の費用がかかります。

- 広告付き庁舎玄関マットの作成に要する費用
- 広告付き庁舎玄関マットを1か月ごとに交換・洗浄するのに要する費用

※ 玄関マットは交互に洗濯して使用するため、一か所あたり2枚用意する必要があります。

#### 6. 応募方法・受付期間

##### (1) 応募方法

必要事項を記載した応募書類を下記窓口に提出してください。

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町一丁目69番地  
各務原市役所高層棟5階 企画総務部管財課窓口

##### (2) 受付期間

令和8年2月2日(月曜日)から同年2月24日(火曜日)まで。

##### (3) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

#### 7. 応募書類

必要事項を記入した以下の応募書類を提出してください。

- 広告入り庁舎玄関マット設置申込書（別添1）
- 各務原市税の納付状況確認同意書（別添2）
- 玄関マットの図柄案（任意様式）

## 8. 応募条件

次の要件に該当する者は、応募をすることができません。また応募後に要件に抵触することが判明した場合も同様とします。

「各務原市広告掲載に関する基準(令和元年10月1日決裁)」第2条に定める「規制業種又は事業者」。

## 9. 掲載できない広告

次の要件に該当する内容は、広告入り庁舎玄関マットの図柄として掲載することができません。

「各務原市広告掲載に関する基準(令和元年10月1日決裁)」第3条に定める「広告内容に関する規制基準」に抵触する広告。

## 10. 設置事業者決定までの流れ

### (1) デザインの事前審査

「各務原市広告掲載に関する基準(令和元年10月1日決裁)」の規定、及び庁舎玄関にふさわしい品位を確保する観点に基づき、玄関マットの図柄について協議及び事前審査をおこない、受付締切日から概ね1週間以内に玄関マット図柄の事前審査結果をお知らせします。

なお事前審査の際に図柄の差し替えを求める場合があります。

### (2) 本審査

デザインの事前審査を通過した応募内容を、「各務原市広告掲載要綱(平成18年1月17日決裁)」及び「各務原市広告掲載に関する基準(令和元年10月1日決裁)」に基づきあらためて審査し、設置に関する是非を決定します。

### (3) 設置事業者の決定

審査の結果、設置可能とされた応募が同一場所に複数ある場合は、くじ引きにて設置事業者を決定します。ただし、事業者間で設置場所を定期的にローテーションするなどの方法にて調整合意が得られた場合はこの限りではありません。

### (4) 応募結果の通知

広告入り庁舎玄関マット設置の決定の結果は、全ての応募事業者に通知します。

## 11. 広告入り庁舎玄関マットの作成及び設置

広告入り庁舎玄関マットの設置の決定通知を受領した事業者は、速やかに玄関マットを作成し、令和8年4月1日(水曜日)に所定の設置場所に設置してください。

## 12. 行政財産使用申請手続・行政財産使用料の納付

### (1) 行政財産使用申請の手続き

広告入り庁舎玄関マットの設置の決定通知を受領した事業者は、「各務原市公有財産及び債権の管理に関する規則(昭和39年3月31日 規則第10号)」(不掲載)の規定に基づき、設置開始日までに、各務原市に「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

### (2) 行政財産使用料の納付

後日、各務原市から設置事業者宛に、「行政財産使用許可書」と行政財産使用料の「納付書」を郵送します。納付書に定める納期限までに、各務原市が指定する金融機関等にて納付してください。

なお(1)および(2)は毎年設置期間の更新の度に実施します。

## 13. 広告掲載の取り消し

次の場合、広告入り庁舎玄関マット設置の許可を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の応募によって、広告入り庁舎玄関マット設置の決定がなされたとき。
- (2) 行政財産使用許可申請書が指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 行政財産使用料が指定する期日までに納付されないとき。
- (4) 設置事業者が、設置決定後、本募集要綱の規定に反する業種や事業者となつたとき。

## 14. 注意事項

- (1) 各務原市では、庁舎玄関マットに掲載する広告の内容や広告掲載に係るトラブル・問合せ等について一切対応しません。広告を掲載する事業者において対応していただきます。
- (2) 各務原市は、庁舎玄関マットに掲載する広告の内容や、広告掲載に関する一切の事柄に責任を負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告を掲載する事業者の責任及び負担において解決していただきます。
- (3) 庁舎玄関マットの設置期間を更新(延長)した場合、既設の庁舎玄関マットを継続使用出来ます。ただし、劣化により美観が損なわれている場合は、新しい庁舎玄関マットに交換してください。

### 【お問合せ先】

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 本庁舎高層棟5階 企画総務部管財課

電話 058-383-1467 (直通)

FAX 058-383-6365 (代表)

Mail kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp

以上